

## 職員の旅費に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応すること等を目的として国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部が改正されたことを踏まえ、これに準じた対応をするため、職員の旅費に関する条例（昭和34年7月文京区条例第30号）の一部を改正する。

### 2 主な改正内容

- (1)旅費の種類及び内容を見直し、一部の種類を除き、実費を支給する。
- (2)内国旅行の旅費について、近接地内旅費及び近接地外旅費の区分を廃止する。

#### 【旅費の種類ごとの改正内容】

種類	現行	改正後（案）
鉄道賃	特急料金の距離による制限（片道100km以上）あり	特急料金の距離による制限を廃止
その他交通費 (現行：車賃)	鉄道を除く陸路について、実費額又は路程に応じ37円/1kmの定額支給	鉄道を除く陸路について、定額支給を廃止し実費支給のみ
宿泊手当 (現行：旅行雑費)	旅行中の通信連絡経費、旅客施設使用料等の諸雑費及び同一市町村地域内の交通実費に充てるため、1日当たりの定額を支給  〈内国旅行〉  近接地内：200円（区外、5時間以上） 近接地外：  日帰りの場合 385円～1,100円 宿泊を伴う場合 1,100円  〈外国旅行〉  1,900円～3,100円	夕朝食代を含む諸雑費に充てるための旅費として、宿泊を伴う旅行にのみ1夜当たりの定額を支給  〈内国旅行〉 全国一律 2,400円 〈外国旅行〉 国ごとに設定  最高額 5,400円 最低額 3,900円

宿泊費 (現行：宿泊料)	1夜当たりの定額支給 〈内国旅行〉9,800円又は10,900円 〈外国旅行〉11,600円~19,300円	1夜当たりの上限付き実費支給 上限となる宿泊費基準額について 〈内国旅行〉都道府県ごとに設定 最高額 東京都等 19,000円 最低額 福島県等 8,000円 〈外国旅行〉国・都市ごとに設定 最高額 アメリカ・ボストン 59,000円 最低額 インドネシア・メダン 8,000円
包括宿泊費 【新設】	—	パック旅行に要する費用を支給するための旅費として新設
食卓料	定額	廃止
転居費 (現行：移転料)	実費支給(路程に応じた上限付き)	実費支給(上限廃止)
着後滞在費 (現行：着後手当)	赴任に伴う移転について、定額(旅行雑費及び宿泊料の5夜分)支給	5夜分を限度とし、実際に宿泊した夜数に係る宿泊手当及び宿泊費の合計額
家族移転費 (現行：扶養親族移転料)	赴任に伴う扶養親族の移転について、必要な交通費、宿泊料等を支給	支給対象の扶養要件を廃止し、同一生計、同居の家族の移転に支給
渡航雑費 (現行：渡航手数料)	外国旅行に伴う予防注射料、旅券の交付手数料等に要する費用を支給	現行に加え、保険料、医薬品や携行品の購入費用、健康診断等にかかる経費等も支給
死亡手当	職務の級に応じて特別区人事委員会規則で規定する定額を支給	職務の級に関係なく、定額を支給

### 3 施行期日

令和8年4月1日